

福井県立大学看護福祉学研究科社会福祉学専攻  
学部学生の大学院授業科目の履修（早期履修）実施要領

（対象学生）

1 次の要件を満たしている者とする。

（1）本学社会福祉学科所属の学生であること。

（2）本学看護福祉学研究科社会福祉学専攻の進学を志望する者。

（3）履修年度において4年次に進級する者。

（4）3年次までの修得単位数が、学年の「平均修得単位数」の75%以上を修得している者。

（5）3年次までの一般教育科目と専門教育科目の成績が、学年の「平均得点」を上回っている者。

（申請）

2 早期履修を希望する者は、原則として履修しようとする年度の始めの1月前（2月末日）までに大学院授業科目早期履修申請書（様式第1号）を所属学部の長に提出する。

（履修の許可）

3 研究科の長は、早期履修を希望する者の所属学部の長の推薦に基づき、研究科教授会による審査の上、当該研究科の授業科目の履修を許可するものとする。

（対象授業科目）

4 早期履修できる科目は、修士課程の共通科目および専攻科目の選択科目とする。

（履修科目の上限）

5 3により履修を許可された者（以下、「早期履修者」という。）が、学士課程の在学中に、早期履修できる単位数は、合計で10単位を超えることはできない。

（要領第7条第2項により、申請できる単位数は10単位の範囲内で研究科が定める）

（履修科目の決定）

6 早期履修者は、履修しようとする年度の開講期の始めに大学院授業科目早期履修登録申請書（様式第2号）を当該研究科の長に提出する。研究科の長は、本申請に基づき、当該研究科の授業科目の履修を許可するものとする。

（授業科目修了および単位の授与ならびに修得した単位の取扱い）

7 授業科目修了の認定および単位の授与ならびに修得した単位の取扱いについては、福井県立大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する要領第8条および第9条の規定を適用する。

附 則 この要領は、令和6年2月1日から実施する。